

《Labor Communication 2018・4》

先日、お世話になっている社労士法人様の社員旅行に参加させて頂きました。開始時刻 12 時、終了時刻 13 時！大阪城公園でのお花見お弁当旅行です！平日にもかかわらず沢山のお花見客。当然ながら外国の人もいっぱいです。また、近年ある企業が出資して大阪城公園にいろんな施設をつくり、整備されてきています。快適で綺麗な公園の中に、満開の桜。ざわざわとさざめくいろんな言葉での会話の中に、静寂な風。至福なひとときを楽しませていただきました。さすが社労士法人の代表、時間の使い方もやる気のアップのさせ方もうまいと思いつつ、彼のスタッフ同様、来年の桜も気持ちよく見れるようこの 1 年励みます！（小野山 英男）

**雇用保険
「離職理由」と
「マイナンバー」**

★離職票の離職理由記載内容の変更！

労働契約法が改正され今年の 4 月 1 日より、無期転換制度が始まります。それに呼応するように、離職票の離職理由記載内容が変更になります。対象は、平成 30 年 2 月 5 日以降に有期労働契約の更新上限が到来した離職者の場合です。具体的には、①採用当初はなかった契約更新上限があとから追加された場合、②採用更新の上限が引き下げられた場合、③改正労働契約法の公布日（平成 24 年 8 月 10 日）以降に締結された 4 年 6 か月以上 5 年以下の契約更新上限が到来した場合は、その旨を詳細に記入することになります。「労働契約法の無期転換のがれ」に対する不適切な対応の防止が明確となりました！

★雇用保険の届出書類にもマイナンバー！

先月号では、社会保険関係の書類にマイナンバーの記載が必要とお知らせしましたが、雇用保険でも 5 月 1 日から厳格な運用が始まります。特に資格取得届にマイナンバーが記載されていない場合は、原則として届出書の要件を満たしていないとの理由で、返戻されることになっています。昨日窓口で、この対応に間違いがないのか確認したところ、「間違いありません。ただし、記載されていないことに正当な理由がある場合は受理することもあります」との回答でした。正当な理由とは、労働者自らが頑なにマイナンバーの提出を拒んでおり、その経緯がわかるものを提出もしくは事業主に説明をさせて判断するというものでした。今一度「マイナンバー」の取扱（収集・保管・管理等）について、会社の中で整理しておくことをおすすめします。



**キャリアアップ
助成金の変更**

★平成 30 年 4 月からキャリアアップ助成金の変更点！

平成 30 年 4 月 1 日以降に転換した場合に適用される制度です。まず、朗報と言えるのが 1 年度に 1 事業所当りの支給申請の上限人数が 15 人から 20 人へ拡充されます。一方、これまでよりハードルが高くなった要件が 2 つあります。まず、正規雇用へ転換した場合、転換前 6 か月の賃金と転換後 6 か月の賃金を比較して 5%以上増額していることが要件として加えられました。例えば基本給 20 万円の有期契約社員が正社員後の基本給は 21 万円以上でないと対象にはなりません。通勤手当や時間外手当等の変動手当は対象となりません。また、有期契約社員は賞与の支給がなく、正社員になった場合、賞与が支給されることによる増額がある場合もあらかじめ就業規則等で支給対象者が明記されている場合に限り認められます。また、有期契約労働者から正規雇用へ転換された場合、対象労働者が転換前に雇用されていた期間が 3 年以下に限るということも要件として加わりました。

あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング 814
電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士 佐々木 香里 社会保険労務士 小野山 英男 特定社会保険労務士 小野山 真由美